

令和2年度青森県私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、東日本大震災により被災した幼児及び生徒の就園及び就学の機会の確保を図るため、県内の私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園（学校法人が設置するものに限る。以下同じ。）、中学校、高等学校、専修学校及び各種学校の設置者が行う被災幼児生徒の授業料等減免事業に要する経費について、令和2年度の予算の範囲内において、当該学校の設置者に対し、青森県私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災幼児生徒 対象私立学校等に在籍する幼児又は生徒であって、被災減免事由に該当するものをいう。
- (2) 対象私立学校等 県内の私立の幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園、中学校、高等学校の全日制の課程又は次に掲げる要件の全てに該当する専修学校の高等課程、専門課程若しくは一般課程若しくは各種学校をいう。
 - ア 職業に必要な技術の教授を目的とすること。
 - イ 年2回を超えない一定の時期に授業が開始され、かつ、当該授業の終期が明確に定められていること。
 - ウ 専修学校の高等課程又は専門課程にあっては、修業年限が1年以上であること。
 - エ 専修学校の一般課程又は各種学校にあっては、修業年限（修業年限が1年以上の課程に他の修業年限が1年以上の課程が継続するときは、これらの課程の修業年限を通算したもの）が2年以上であること。
- (3) 被災減免事由 東日本大震災により家計が急変し、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める事由のいずれかに該当する事由をいう。

区分	事由
○平成26年4月1日以降に対象私立学校等に入学し、又は編入学したことにより私立学校被災幼児生徒授業料等減免事業（被災減免事由に該当することによって授業料等の納付が困難となった被災幼児生徒について、対象私立学校等の設置者が当該授業料等の全部又は一部の減免を行う事業をいう。以下同じ。）による減免を受けようとする幼児又は生徒	次に掲げる場合のいずれかに該当すること。 ア 東日本大震災により <u>保護者等又は本人の住居（特定被災区域内に所在するものに限る。）</u> が全壊し、又は半壊した場合 イ <u>保護者等又は本人の住居が福島原子力発電所事故の警戒区域内にある場合</u> ウ これらに相当する事情がある場合
家計急変 (住居全半壊等)	次に掲げる場合の全てに該当すること。 ア 東日本大震災により <u>保護者等の経営する事業の本拠となる事業所</u> その他の事業を経営するために必要不可欠な施設、設備等（特定被
家計急変 (事業収入急変)	

	<p>災区域内に所在するものに限る。)が被災したことにより、当該事業の継続が困難となった場合</p> <p>イ 令和2年4月1日からの1年間における保護者等の収入見込額の合計額が、<u>道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が85,500円未満となる収入額に相当すること</u>となった場合</p>
家計急変 (給与収入急変)	<p>次に掲げる場合の全てに該当すること。</p> <p>ア 保護者等が、東日本大震災に関連して、東日本大震災の発生当时に雇用されていた事業所(特定被災区域内に所在するものに限る。)を離職し、又は休職した場合</p> <p>イ 当該離職又は休職の後1年間(当該離職又は休職が令和2年3月31日以前に生じた場合にあっては、同年4月1日から令和3年3月31日までの間)における保護者等の収入見込額の合計額が、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が85,500円未満となる収入額に相当することとなった場合</p>
○平成26年3月31日以前に私立学校被災幼児生徒授業料等減免事業による減免を受けていた幼児又は生徒	
家計急変 (住居全半壊等)	<p>次に掲げる場合のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 東日本大震災により保護者等又は本人の住居(特定被災区域内に所在するものに限る。)が全壊し、又は半壊した場合</p> <p>イ 保護者等又は本人の住居が福島原子力発電所事故の警戒区域内にある場合</p> <p>ウ これらに相当する事情がある場合</p>
家計急変 (事業収入急変)	<p>次に掲げる場合の全てに該当すること。</p> <p>ア 東日本大震災により保護者等の経営する事業の本拠となる事業所その他の事業を経営するために必要不可欠な施設、設備等(特定被災区域内に所在するものに限る。)が被災したことにより、当該事業の継続が困難となった場合</p> <p>イ 令和2年4月1日からの1年間における保護者等の収入見込額の合計額が、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)の合計額未満となる収入額に相当することとなった場合</p> <p>(ア) 31,500円</p> <p>(イ) 令和元年12月31日現在において年齢16歳未満である地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第8号に規定する扶養親族(以下この表において「扶養親族」という。)の数を35,500円に乗じて得た額</p> <p>(ウ) 令和元年12月31日現在において年齢16歳以上19歳未満である扶養親族の数を18,500円に乗じて得た額</p>
家計急変 (給与収入急変)	<p>次に掲げる場合の全てに該当すること。</p> <p>ア 保護者等が、東日本大震災に関連して、東日本大震災の発生当时に雇用されていた事業所(特定被災区域内に所在するものに限る。)を離職し、又は休職した場合</p> <p>イ 当該離職又は休職の後1年間(当該離職又は休職が令和2年3月31日以前に生じた場合にあっては、同年4月1日から令和3年3</p>

	<p>月31日までの間)における保護者等の収入見込額の合計額が、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)の合計額未満となる収入額に相当することとなつた場合</p> <p>(ア)31,500円</p> <p>(イ)令和元年12月31日現在において年齢16歳未満である扶養親族の数を35,500円に乗じて得た額</p> <p>(ウ)令和元年12月31日現在において年齢16歳以上19歳未満である扶養親族の数を18,500円に乗じて得た額</p>
--	--

- (4) 特定被災区域 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。
- (5) 保護者等 幼児又は生徒に保護者(当該幼児又は生徒の親権を行う者(当該親権を行う者がないときは、未成年後見人)をいい、法人である未成年後見人、児童相談所又は児童福祉施設の長、民法(明治29年法律第89号)第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人及び当該幼児又は生徒が就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く。以下同じ。)がいる場合にあっては当該保護者をいい、幼児又は生徒に保護者がいない場合にあっては当該幼児又は生徒(当該幼児又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持しているときは、当該他の者)をいう。
- (6) 特定納付金 授業料(幼稚園及び幼保連携型認定こども園にあっては、保育料を含む。以下同じ。)以外の納付金のうち施設整備に係る納付金その他の授業料と実質的に同等とみなされる納付金をいう。
- (7) 在籍月数 令和2年度中において被災幼児生徒が対象私立学校等に在籍する日の属する月の数をいう。
- (8) 学び直しへの支援金 令和2年度青森県私立高等学校等学び直しへの支援金交付要綱(令和2年4月9日青森県総務部長決定)第1に規定する学び直しへの支援金をいう。
- (9) 専修学校授業料等減免事業費補助金 令和2年度青森県私立専門学校授業料等減免事業費補助金交付要綱(令和2年5月29日青森県総務部長決定)第1条に規定する補助金をいう。

(補助事業)

第3 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、私立学校被災幼児生徒授業料等減免事業とする。

(補助金の額)

第4 補助金の額は、被災幼児生徒ごとに算定した額の合計額とする。

2 前項の被災幼児生徒ごとに算定した額は、次の表の左欄に掲げる当該被災幼児生徒が在籍する対象私立学校等の区分に応じ、同表の右欄に定める金額とする。

対象私立学校等	金額
幼稚園	GからHを控除した額
幼保連携型認定こども園	A:授業料及び特定納付金の減免額(年額) B:22,200円に在籍月数を乗じて得た額 C:A又はBのうち、いずれか少ない額

	<p>D : 入学料（入園料）の減免額 E : 27,700円 F : D又はEのうち、いずれか少ない額 G : C及びFの合計額 H : 子育てのための施設等利用給付その他市町村が幼稚園の授業料及び入学料（入園料）の軽減のために交付する給付金の額（年額）</p>
中学校	<p>C及びDの合計額 A : 授業料及び特定納付金の減免額（年額） B : 15,500円に在籍月数を乗じて得た額 C : A又はBのうち、いずれか少ない額 D : 入学料の減免額</p>
高等学校の全日制の課程 専修学校の高等課程	<p>E及びFの合計額 A : 授業料及び特定納付金の減免額（年額） B : 24,750円（平成26年4月1日以降に入学し、又は編入した生徒にあっては、31,000円）に在籍月数を乗じて得た額 C : A又はBのうち、いずれか少ない額 D : 高等学校等就学支援金又は学び直しへの支援金の額（年額） E : CからDを控除した額 F : 入学料の減免額</p>
専修学校の専門課程 専修学校の一般課程 各種学校	<p>IからJを控除した額 A : 授業料及び特定納付金の減免額（年額）の3分の2に相当する額（千円未満切捨て） B : 60,000円に在籍月数を乗じて得た額 C : A又はBのうち、いずれか少ない額 D : 高等学校等就学支援金又は学び直しへの支援金の額（年額） E : CからDを控除した額 F : 入学料の減免額の3分の2に相当する額（千円未満切捨て） G : 252,000円 H : F又はGのうち、いずれか少ない額 I : E及びHの合計額 J : 専修学校授業料等減免事業費補助金の額（年額）</p>

(申請書等)

第5 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、令和2年度私立学校被災幼児生徒授業料等減免事業計画書（第2号様式）とする。

(補助金の交付の条件)

第6 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容について変更（補助金の額に変更を生じない軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ令和2年度青森県私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金変更交付申請書（第3号様式）に、変更の理由を記載した令和2年度私立学校被災幼児生徒授業料等減免事業変更計画書（第2号様式）を添えて知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業の状況、経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類及び帳簿を備え付け、これらを令和3年4月1日から5年間保管しておくこと。
- (3) 補助事業の対象となった被災幼児生徒は、令和2年青森県私立高等学校等就学支援費補助金交付要綱の補助事業の対象としてはならないこと。
- (4) 補助事業の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らしてはならないこと。

（申請の取下げの期日）

第7 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第8 補助金は、概算払により交付する。

（補助金の請求）

第9 補助金の請求は、令和2年青森県私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金請求書（第4号様式）を知事の定める日までに知事に提出して行うものとする。

（状況報告）

第10 規則第10条の規定による報告は、知事が報告を求めた場合において、補助事業の状況を記載した状況報告書を知事が定める日までに提出して行うものとする。

（実績報告）

第11 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日から起算して10日を経過した日又は令和3年4月10日のいずれか早い期日までに令和2年度青森県私立学校被災幼児生徒授業料等減免事業実績報告書（第5号様式）に、令和2年度私立学校被災幼児生徒授業料等減免事業実績書（第2号様式）を添えて行うものとする。

附 則

この要綱は、令和2年6月4日から施行する。

令和2年度青森県私立学校被災児生徒授業料等減免補助金取扱要領

(趣旨)

- この要領は、令和2年度青森県私立学校被災児生徒授業料等減免補助金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(被災減免事由における家計急変)

- 家計急変の要件に該当する期間は、家計急変の原因となる事由が発生した日の属する月から授業料等の納付が困難となる経済的状況が消滅した日の属する月までとする。

(補助事業の趣旨等の周知)

- 補助事業を行う学校設置者は、補助事業の趣旨及び手続について、生徒、保護者等に対し周知徹底を図るものとする。

(被災児生徒授業料等減免願等)

- 補助事業者は、授業料等の減免を希望する生徒等に被災児生徒授業料等減免願（第1号様式）並びに次に掲げる被災減免事由及び学校種ごとに定める添付書類を提出させるものとする。

(1) 被災減免事由

区分	添付書類
家計急変 (住居全半壊等)	<ul style="list-style-type: none">住居の「罹災証明書」又は「被災証明書」 ただし、住居が福島原子力発電所事故の警戒区域内にある場合その他罹災証明書等の交付を受けることが困難な場合は、当該地域に在住していたことを確認する書類（運転免許証、健康保険証など）により代用することができる。
家計急変 (事業収入急変)	<ul style="list-style-type: none">事業を経営するために必要不可欠な施設・設備等の「罹災証明書」又は「被災証明書」 ただし、施設・設備等が福島原子力発電所事故の警戒区域内にある場合その他罹災証明書等の交付を受けることが困難な場合は、当該地域内に施設・設備等があったことを確認する書類（商業・法人登記簿の写し等）により代用することができる。被災前後の業務記録、商業帳簿等（被災前後にわたる経営状況がわかる書類）保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類（課税証明書等）被災児生徒授業料等減免算定・判定書（第2号様式（その1））
家計急変 (給与収入急変)	<ul style="list-style-type: none">雇用保険受給資格者証の写し（裏面の写真左側に「特候」のゴム印が押印されているものに限る。） ただし、雇用保険の受給手続をしていない場合は、離職票2又は休業票2の写し（特定被災区域に所在する事業所に震災当時雇用されており、かつ、離職理由が東日本大震災に関連した離職・休職である場合に限る。）保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類（課税証明書等）被災児生徒授業料等減免算定・判定書（第2号様式（その2））

(2) 学校種

区分	添付書類
施設型給付の給付を受ける幼稚園及び幼保連携型認定こども園	・市町村が交付する利用者負担額に関する事項が記載された通知(利用者負担額決定通知等)
施設型給付の給付を受けない幼稚園	・市町村が交付する子育てのための施設等利用給付等の給付決定通知書等

(重複調整)

5 複数の被災減免事由に該当する場合であっても、適用される被災減免事由は、いずれか一つとするものとする。

(被災児生徒授業料等減免規定)

6 補助事業を行う学校設置者は、学則等により被災児生徒に対する授業料等減免の規定を設けなければならない。

【参考】

(令和2年度青森県私立学校被災児生徒授業料等減免補助金交付要綱第2(4)関係)

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域

災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村のうち政令で定めるもの

青森県	八戸市 上北郡おいらせ町
岩手県	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 同郡葛巻町 同郡岩手町 同郡 滝沢村 紫波郡紫波町 同郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平 泉町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畠村 同郡普代村 九戸郡軽米町 同郡野田村 同郡九戸村 同郡洋野町 二戸郡一戸町
宮城县	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亘理郡亘理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二 本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣 町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 南会津郡下郷町 同郡檜枝岐村 同 郡只見町 同郡南会津町 耶麻郡北塙原村 同郡西会津町 同郡磐梯町 同郡猪苗代 町 河沼郡会津坂下町 同郡湯川村 同郡柳津町 大沼郡三島町 同郡金山町 同郡 昭和村 同郡会津美里町 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町

	東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡石川町 同郡玉川村 同郡平田村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡檜葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡 葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯館村
茨 城 県	水戸市 日立市 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常 陸大宮市 那珂市 筑西市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 銚 田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂 郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内町 北相馬郡利根町
栃 木 県	宇都宮市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須 町 同郡那珂川町
千 葉 県	千葉市 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 香取市 山武市 山武郡九十九里町
新 潟 県	十日町市 上越市 中魚沼郡津南町
長 野 県	下水内郡栄村

これに準ずる市町村として政令で定めるもの

青 森 県	三沢市 三戸郡階上町
茨 城 県	古河市 結城市 坂東市
栃 木 県	足利市 佐野市
埼 玉 県	久喜市
千 葉 県	銚子市 市川市 船橋市 松戸市 野田市 成田市 佐倉市 東金市 柏市 八千代 市 印西市 富里市 匝瑳市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡神崎町 同郡多古 町 同郡東庄町 山武郡大網白里町 同郡横芝光町 長生郡白子町